

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の子育て支援対策臨時特例交付金事業に、保育および幼児教育の無償化を円滑に実施するための事業が加えられたことに伴い、基金の設置目的を追加するとともに、基金の設置期限を延長するため、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例(平成21年滋賀県条例第22号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 基金の設置目的に保育および幼児教育の円滑な実施を追加することとします。(第1条関係)
- (2) 条例の有効期限を令和6年6月30日まで延長することとします。(付則関係)
- (3) この条例は、公布の日から施行することとします。

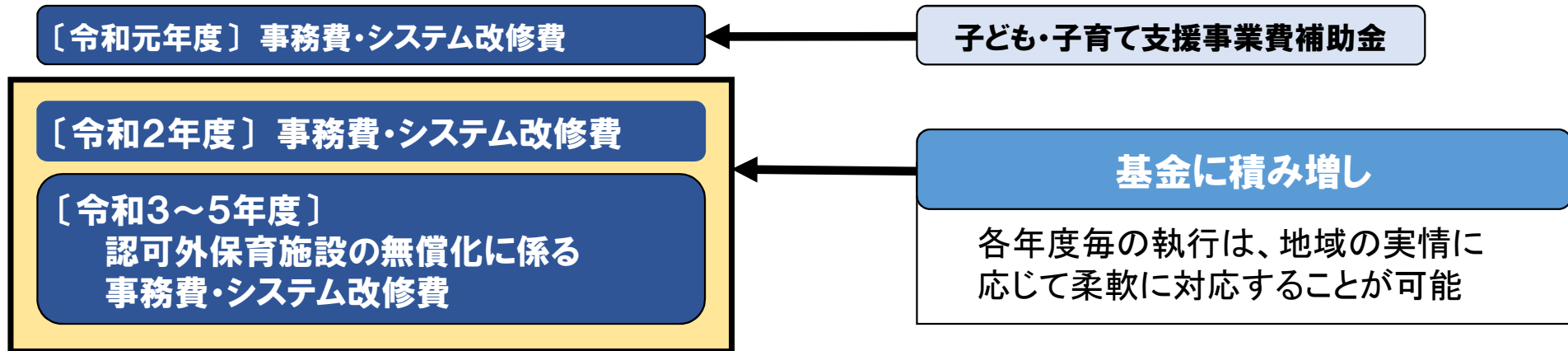
滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 保育所、幼稚園等の計画的な整備を図るため、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条から第7条まで 省略</p> <p>付則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、<u>平成33年6月30日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>以下省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 保育所、幼稚園等の計画的な整備ならびに保育および幼児教育の<u>無償化の円滑な実施</u>を図るため、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条から第7条まで 省略</p> <p>付則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年6月30日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>以下省略</p>

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部改正

1. 改正の趣旨

- 幼児教育・保育の無償化の実施に当たって、制度の導入時に必要となる事務費について、全額国費で負担(令和元年10月から無償化開始)
 - ・令和元年度および2年度...事務費・システム改修費
 - ・令和3～5年度 ...認可外保育施設の無償化に係る事務費・システム改修費
- 都道府県に設置されている基金に積み増し
- 各年度毎の執行は、制度が定着するまでの施行当初の期間に重点的に配分するなど地域の実情に応じて柔軟に対応



2. 改正の内容

- 国の子育て支援対策臨時特例交付金事業に、保育および幼児教育の無償化を円滑に実施するための事業が加えられたことに伴い、基金の設置目的に「保育および幼児教育の無償化の円滑な実施」を追加するもの。
- 条例の有効期限を、令和6年6月30日にまで延長するもの。(現行期限:平成33年6月30日)

3. 施行日

公布の日